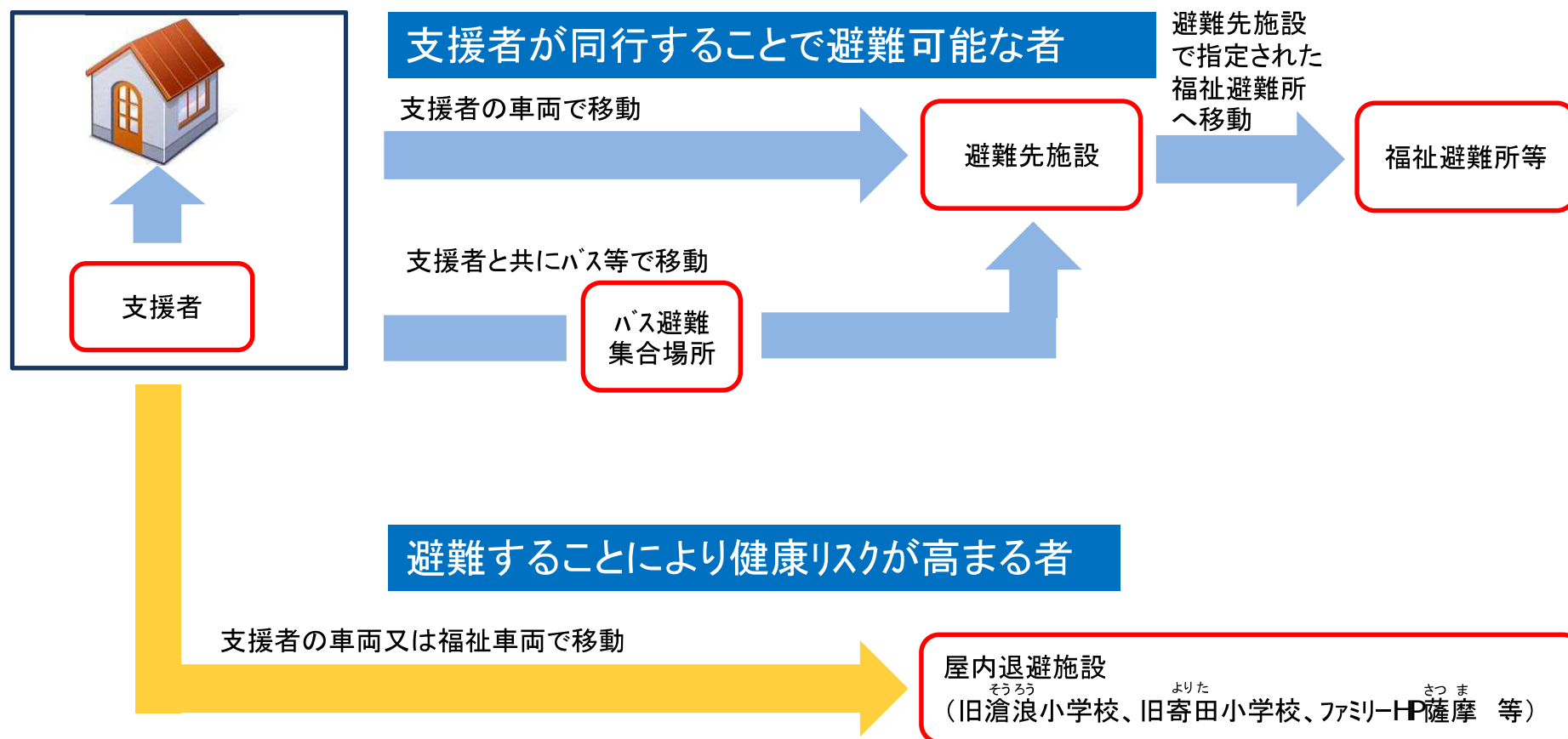


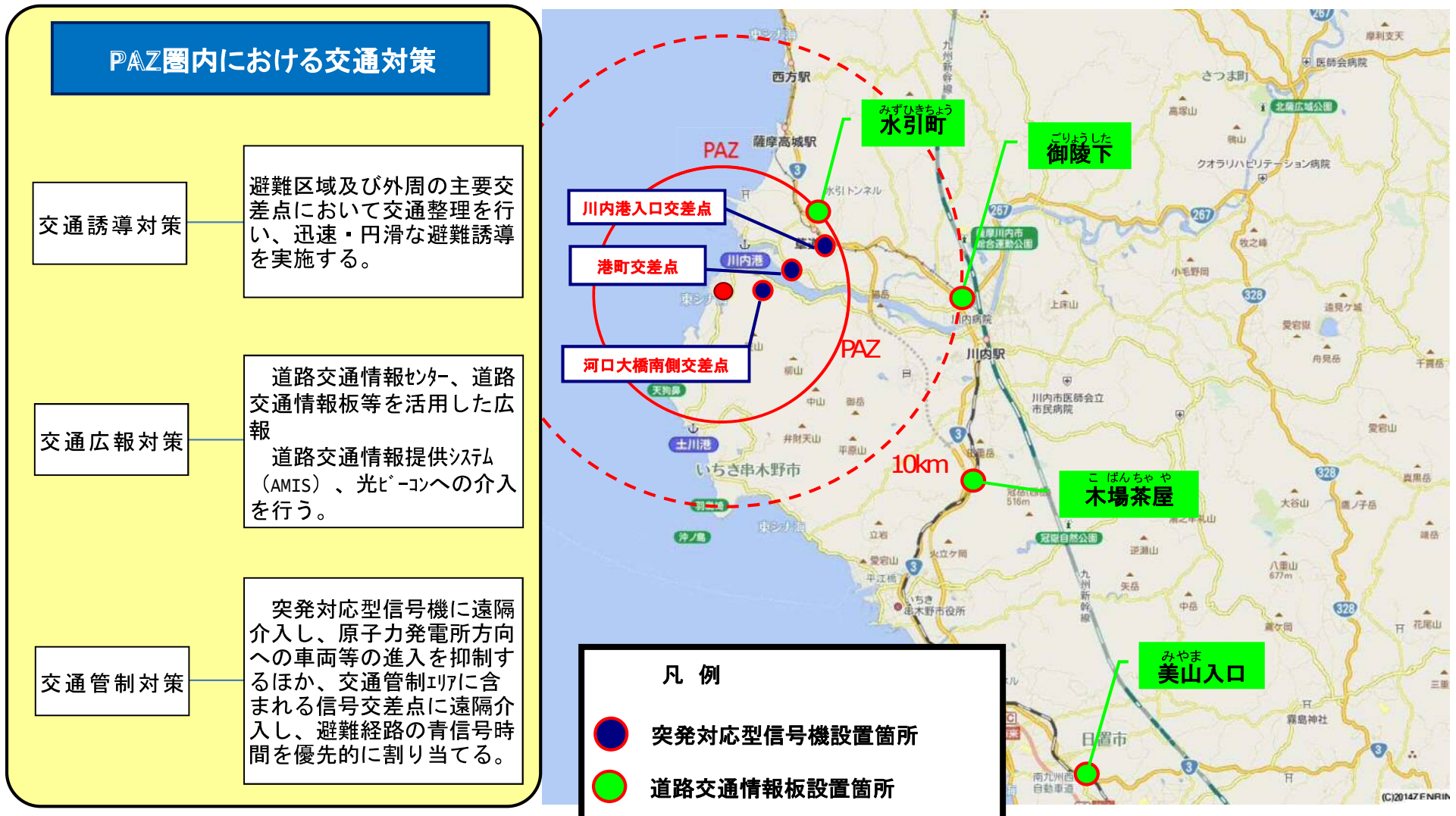
PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者は457人。うち、412人は避難時の支援者があることを確認。残り45人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、対象地区公民館長、民生委員等を集めた協議会を通じて確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難によりかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の屋内退避施設へ移動。



避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ圏内4地区の住民の車両による避難を円滑に行うため、鹿児島県警察による主要交差点での交通整理、道路交通情報板等を活用した広報、信号機の操作による避難経路の青信号優先割当て等の交通対策を行うほか、鹿児島県、薩摩川内市等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置等を連携して行う。



川内 (せんだい) 地域の緊急時対応② (屋内退避・一時移転の考え方)

区域	種別	対象者数 (人)	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考			
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態				
UPZ (発電所から5~30km圏内) 20マイクロシールドを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施 全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	10,166			屋内退避 (237施設) ①5~10km 10施設 (463人) ②10~30km 227施設 (9,703人)	一時移転対象病院等 一時移転の指示	避難先 (514施設) ①5~10km 18施設 (827人) ②10~30km 496施設 (43,573人)	バス・福祉車両 (職員同乗) により移動	① 避難元施設ごとに避難先施設を事前設定 ② 県内の受入候補施設の情報を県が整備する「原子力防災・避難施設等調整システム」に登録。県が受入施設を決定
	避難行動要支援者(在宅)	5,688			屋内退避 (5,688名)	一時移転対象者	避難先施設	福祉避難所	● 一般住民を対象とした避難計画に基づき鹿児島県内の避難先施設に避難するが、避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所に移動
	避難行動要支援者(学校・保育所)	31,824		対象施設 (240施設)	屋内退避 (240施設)	一時移転対象学校等	避難先施設	保護者引渡し	● 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 ● 保護者へ引渡しできなかった場合は、全面緊急事態発生による屋内退避を行い、その後指示に基づき一時移転先に移動し、保護者に引き渡す
	一般住民	161,622 ^{※1}		保護者引渡し	屋内退避 (161,622名)	一時移転対象者	避難先施設	集合場所	● 避難計画で定めている避難先へ一時移転(14市5町:避難先施設合計822箇所) ● 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県及び関係市町が準備したバス等で移動。
	合計	209,300							

※1 一般住民の対象者数は、UPZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

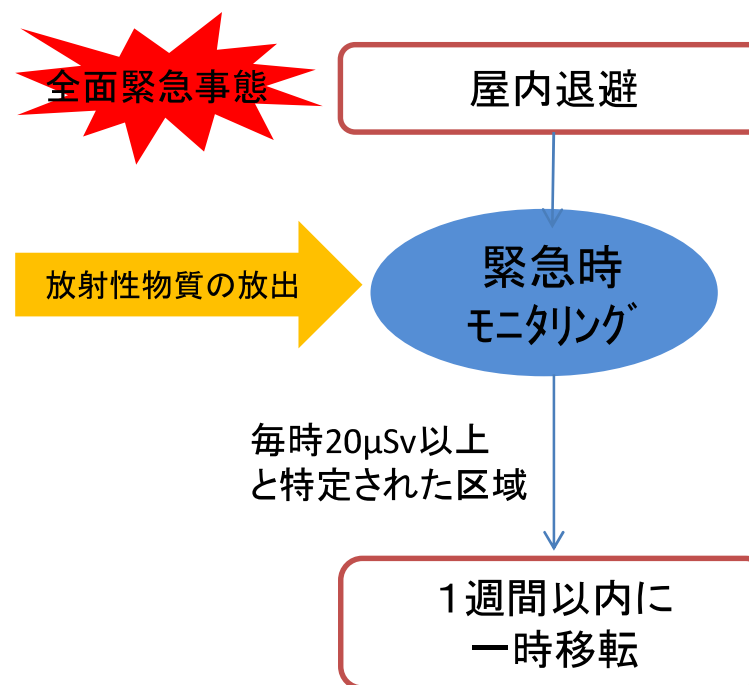
※2 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施

鹿児島県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 以上となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、鹿児島県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先を調整。




- 鹿児島県では、川内原発から半径5～10km圏にある医療機関、社会福祉施設（10施設463人）について、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	いさし 伊佐市(1)	19
2	特別養護老人ホーム	65	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) あいらし 始良市(1)	121
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) ちよう 伊佐市(1)	108
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	ゆうすいちよう 湧水町(1) あいらし 始良市(1)	58
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	あいらし 始良市(2)	75
8	障害者入所施設	44	障害者入所施設	南さつま市(1) 南九州市(1)	99
9	障害者グループホーム	5			
小計	※8と9は一緒に避難	49			
10	障害者入所施設	50	障害者入所施設	鹿児島市(2) あいらし 始良市(1)	106
合計		463	合計	18施設	827

- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(227施設9,703人)については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設リストが入力された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

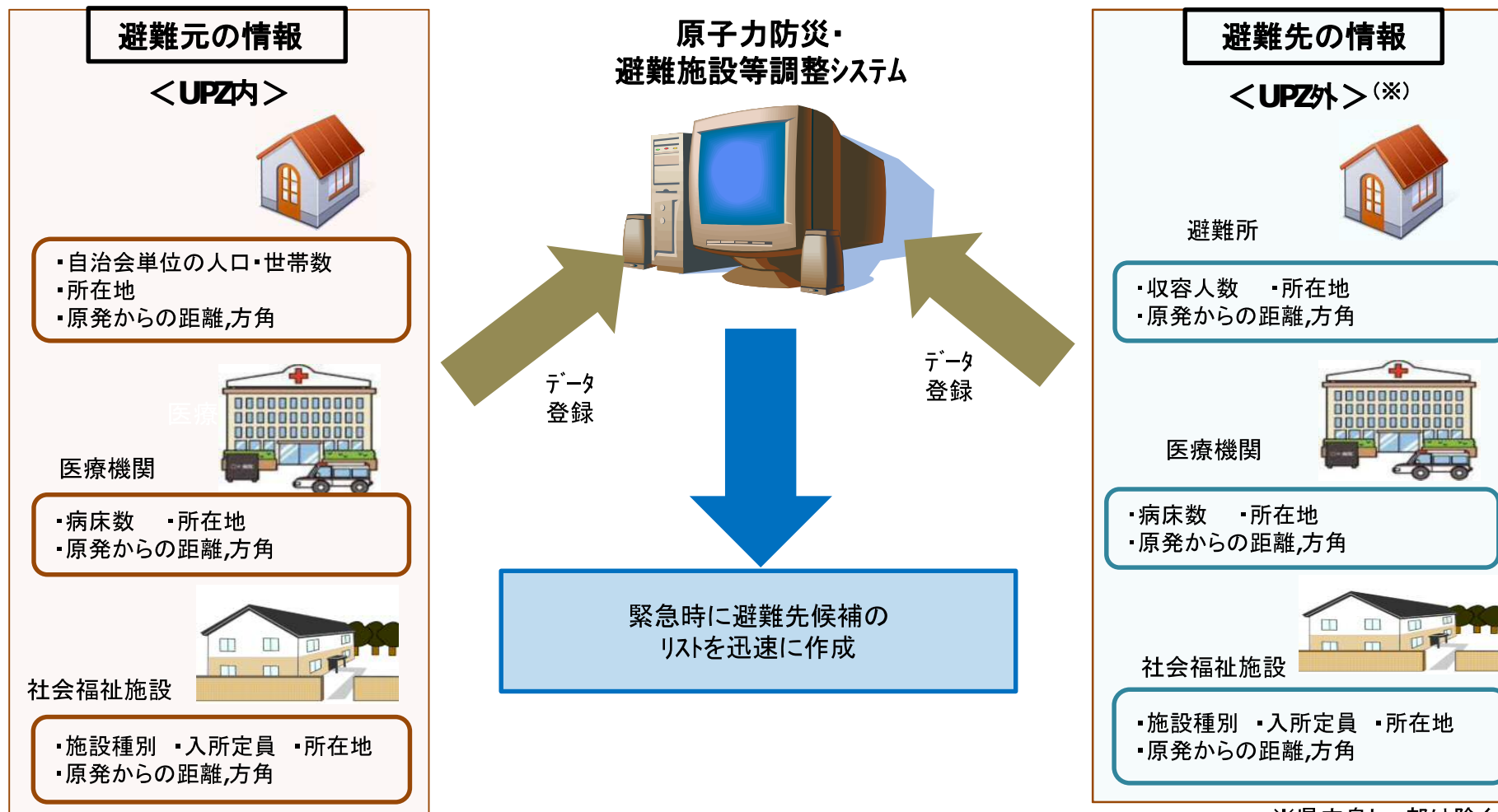
10～30km圏内			30km圏外		
施設区分		施設数	入所定員	受入候補施設数	受入候補施設入所定員
医療機関(病院・有床診療所)		83	4,499	201	27,192
社会福祉施設	介護保険施設等	110	4,061	227	13,096
	障害福祉サービス事業所等	29	913	55	2,623
	児童養護施設等	5	230	13	662
小計		144	5,204	295	16,381
合計		227	9,703	496	43,573



受入先調整
(鹿児島県災害対策本部)

受入先調整のためのシステム

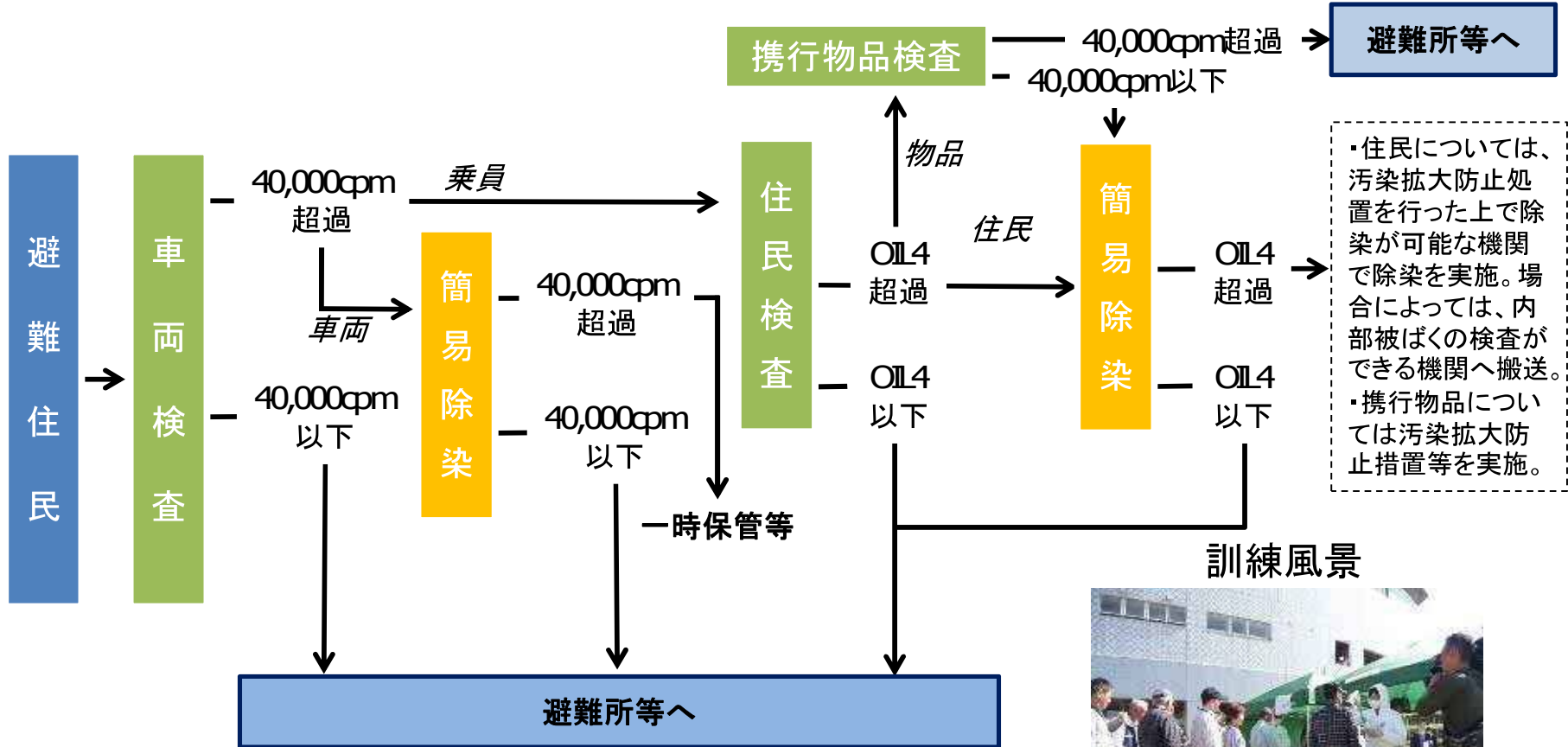
- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、予め選定した避難先が使用出来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。



※県内島しょ部は除く

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。